

2019(平成31)年度 税制改正大綱決定

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は2019年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2018.12.21)。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、消費税率引上げに際し需要変動化等の観点から、①住宅に対する税制上の支援策、②車体課税の大幅な見直し、③経済再生を確実なものとするために研究開発税制の見直し、等を行いました。
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得課税

1. 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、住宅の所得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。

この特例は、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができることとする。

イ 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（4,000万円を限度）×2%÷3

ロ 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合 次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1%

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（5,000万円を限度）×2%÷3

ハ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅の場合 次に掲げる金額のいずれか少ない金額

(イ) 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1.2%

(ロ) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（5,000万円を限度）×2%÷3

(注1) 適用年の1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行と同様の金額を控除できることとする。

(注2) 上記の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいうものとし、上記イ（ロ）、ロ（ロ）及びハ（ロ）の「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」は、次のとおりとする。

イ 当該住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住用家屋等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。

ロ 当該住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、当該補助金等の額又は当該適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととする。

(注3) その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(2) 二以上の住宅の取得等をした場合の控除額の計算の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合

の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(3) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。

- イ 住宅の取得等をした年月日
- ロ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日
- ハ 住宅の取得等（住宅借入金等に当該取得等とともにする当該取得等をした家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。下記④ロにおいて同じ。）の対価の額又は費用の額
- ニ 住宅の取得等をした家屋の床面積

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用する。

(4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項は、次に掲げる事項であることを法令上明確化する。

- イ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日
- ロ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額
- ハ 住宅の取得等をした家屋の床面積のうちその者の居住の用に供する部分の床面積の占める割合及び住宅の取得等をした家屋の敷地の用に供する土地等の面積のうち当該居住の用に供する部分の面積の占める割合
- ニ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その負担部分の割合
- ホ その他参考となるべき事項

(注) 上記の改正は、居住年が平成 31 年以後である者に対し、平成 32 年 10 月 1 日以後に交付する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書について適用する。

2. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

(1) 森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成 36 年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 9 に相当する額は、市町村に対し、当該額の 10 分の 5 の額を私有林人工林面積で、10 分の 2 の額を林業就業者数で、10 分の 3 の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の 10 分の 1 に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 市町村の私有林人工林面積は、次のとおり林野率により補正する。

区 分	補正の方法
林野率 85%以上の市町村	私有林人工林面積を 1.5 倍に割増し
林野率 75%以上 85%未満の市町村	私有林人工林面積を 1.3 倍に割増し
林野率 75%未満の市町村	補正なし

ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日 森林環境譲与税（仮称）は、平成 31 年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

① 平成 31 年度から平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成 31 年度から平成 33 年度まで	200 億円
平成 34 年度及び平成 35 年度	300 億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成 36 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成 37 年度から平成 40 年度まで	200 億円
平成 41 年度及び平成 44 年度	100 億円

(注 1) 平成 36 年度においては、借入金の償還は行わない。

(注 2) 償還額には、平成 31 年度から平成 35 年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

③ 平成 31 年度から平成 44 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成 31 年度から平成 36 年度まで	100 分の 80	100 分の 20
平成 37 年度から平成 40 年度まで	100 分の 85	100 分の 15
平成 41 年度から平成 44 年度まで	100 分の 88	100 分の 12

3. その他

(1) 個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しを行う。

① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。

イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす都道府県等

(イ) 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること

(ロ) 返礼品を地場産品とすること

- ② ①の基準は総務大臣が定めることとする。
- ③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。
- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。
- ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。
- ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用する。

(2) 子どもの貧困に対応するため、次の措置を講ずる。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

(注 1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものとする。

(注 2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

- ② 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。

■ 資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注 1) 上記の「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

(注 2) 上記の「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた土地（面積 400 ㎡までの部分に限る。）、建物（床面積 800 ㎡までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

(注 3) 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とする。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額的全額を免除する。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合

(ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合

(ニ) 相続税の申告期限から 5 年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除する。

(イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合

(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合

(ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とする。

なお、上記イ(ハ)又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しない。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税(年3.6%) (利子税の特例(貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合)を適用した場合には、年0.7%)を併せて納付する。

⑥ その他

イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。

ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、当該認定相続人が当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続する。

ニ 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く。)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講ずる。

ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができない。

ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか所要の措置を講ずる。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

① 認定受贈者(18歳(平成34年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。)が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。

② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。

④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産(既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。)をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)を除外する。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

(注) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。)において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいう。

(注2) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとする。

(4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

(注) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(2) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

■ 法人課税

1. イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う(次の(1)の控除税額の上限の見直しを除き、所得税についても同様とする。)

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%(現行:25%)に引き上げる。

① 増減試験研究費割合が8%超 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

② 増減試験研究費割合が8%以下 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

(注1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く。)をいう。

(注2) 上記①については、10%を上限とする(現行と同じ。)

(注3) 上記②については、6%を下限とする（現行と同じ。）。

(2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長する。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の25%又は40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする（現行と同じ。）。

② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記(1)①及び②並びに(注3)により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする（小数点以下3位未満の端数は切捨て）。

(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%を上限とする。）をいう。

(3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記(1)及び(2)②）の上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長する。

(4) 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。また、上記(2)②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置を講ずる。

(5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

① 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き20%とする。

イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。

ロ 委託に係る委任契約等（契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。）において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。

(ロ) 委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。

(注) 上記の「知的財産権等」とは、知的財産権、これに準ずるノウハウ（第三者との契約により受託者が権利を有することが明らかなものに限る。）その他これらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。

ニ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

② 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を加えるとともに、その助成金の交付を受ける法人の常時使用従業員数が1,000人以下であることとの要件を設ける。

(注) 上記の「特定用途医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品のうち、その用途に係る対象者の数が本邦において5万人未満であるものをいう。

③ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を25%とする。

(注) 上記の「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

④ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。

⑤ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。

(6) 上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。

(7) 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行う。

2. 中堅・中小・小規模事業者の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する（所

得税についても同様とする。)

(4) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用する。なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずる。

(5) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)について、関係法令の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

① 承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を50%(現行:40%)に、税額控除率を5%(現行:4%)に、それぞれ引き上げる。

② 承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年(現行:3年)を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとする。

③ 適用投資額の上限を80億円(現行:100億円)に引き下げる。

(6) 中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとする(所得税についても同様とする。)

(注1) 上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいう。

(注2) 上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のものをいう。

(注3) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
- ② 器具備品 1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ③ 建物附属設備 一の取得価額が60万円以上のもの

(7) 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しを行う。

① 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記(6)の制度について、次のとおり、事業承継ファンドを通じて株式を保有されている場合の措置を講ずる。

中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記(6)の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する。

② みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外する

イ 大法人の100%子法人

ロ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限る。)又は受託法人をいう。

3. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

(1) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正。

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	1.9%	0.4%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	2.7%	0.7%
年 800 万円超の所得	3.6%	1.0%

② 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5.0%	3.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	5.3%
年 800 万円超の所得	9.6%	7.0%

③ 特別法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5.0%	3.5%
年 400 万円超の所得	6.6%	4.9%
（特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	5.7%

④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1.0%

(注1) 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の 1.7 倍（現行：1.2 倍）に引き上げる措置を講ずる。

(注2) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(注3) 上記の「現行」とは、平成 31 年 10 月以降に適用することとされている税率に関する規定である。

(2) 特別法人事業税（仮称）の創設

① 特別法人事業税（仮称）の基本的な仕組み

イ 納税義務者等

特別法人事業税（仮称）は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とする。

ロ 課税標準

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。）

ハ 税率

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

(イ) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 260%

(ロ) 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率 37%

(ハ) 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率 34.5%

(ニ) 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 30%

ニ 申告納付

特別法人事業税（仮称）の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

ホ 賦課徴収

特別法人事業税（仮称）の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。

へ 国への払込み

都道府県は、特別法人事業税（仮称）として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとする。

② 適用期日

特別法人事業税（仮称）は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 特別法人事業譲与税（仮称）の創設

特別法人事業税（仮称）の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税（仮称）を創設する。

特別法人事業譲与税（仮称）の譲与の基準は次のとおりとし、平成 32 年度から譲与する。

- ① 特別法人事業税（仮称）の収入額を人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。
- ② 当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、①による譲与額から当該譲与額の 75%に相当する額（当該額が当該財源超過団体の財源超過額（①に基づく譲与が行われたとした場合の財源超過額とする。）を超える場合には、当該財源超過額）を控除した額を譲与する。
- ③ 当該年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、②で控除した額をこれらの都道府県の人口で按分した額を①の譲与額に加算した額を譲与する。
- ④ ②の財源超過額は、東京都においては、特別区との合算額を用いる。

(4) その他

① 特別法人事業税（仮称）の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を 100 分の 7.7（現行：100 分の 5.4）に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。

(注) 上記の「現行」とは、平成 31 年 10 月以降に適用することとされている交付率に関する規定である。

- ② 平成 32 年 2 月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業譲与税（仮称）の原資に加える等の所要の措置を講ずる。
- ③ 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）については、施行後適当な時期において、施行後の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ④ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、法人事業税の標準税率の引下げ並びに特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

4. その他の租税特別措置

医療用機器の特別償却制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 医療法の構想区域内の配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（病院用の CT 及び MRI）について配置効率化等を促すためその適用に当たり次の仕組みを講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上、本制度を医療用機器に係る措置として、その適用期限を 2 年延長する。

イ 更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けるものとする。

ロ 新增設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県の確認等を受けるものとする。

ハ 上記イ又はロの確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認を受けるものとする。

② 医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、勤務時間短縮用設備のうち一定の規模以上のものの取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 15%の特別償却ができることとする。

(注 1) 上記の「勤務時間短縮用設備」とは、器具備品（医療用機器を含む。）及びソフトウェアのうち、その法人の医師勤務時間短縮計画（医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて作成する医師の勤務時間を短縮するための計画で、その長及び都道府県による医師の勤務時間の短縮に資するものである旨の確認を受けたものに限る。）に基づき取得等をするものをいう。

(注 2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、1 台又は 1 基の取得価額等が 30 万円以上のものをいう。

③ 地域医療提供体制の確保に資する病床の再編等に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業

を営むものが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。

(注1) 上記の「構想適合病院用建物等」とは、医療法の構想区域等内において取得等をする病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、その地域医療構想調整会議における協議による方針に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増減に資するものであること等につきその構想区域等に係る都道府県の確認を受けたものをいう。

イ 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。

ロ 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。

(注2) 上記の「取得等」とは、取得又は建設をいい、改修のための工事による取得又は建設を含むものとし、「改修」とは、増築、改築、修繕又は模様替をいう。

■ 消費課税

1. 車体課税等の見直し

<自動車重量税>

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 乗用自動車

イ 現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を50%とし、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を25%とする。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、平成32年度燃費基準値より90%以上燃費性能の良い自動車とする。

② バス・トラック（車両総重量が2.5t以下のもの）

新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車を除外する。

③ バス・トラック（車両総重量が2.5tを超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を25%軽減する自動車を除外する。

ロ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる自動車の範囲から、揮発油自動車及び軽油自動車を除外する。

(2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率（1kℓ当たり）を次のとおりとする。

	現 行	改正案
揮発油税	48,600円 (本則税率：24,300円)	48,300円 (本則税率：24,000円)
地方揮発油税	5,200円 (本則税率：4,400円)	5,500円 (本則税率：4,700円)

(注) 上記の改正は、平成46年4月1日から施行する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

<自動車取得税>

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。

① 現行、税率を80%軽減する乗用車及び税率を60%軽減する乗用車に係る軽減割合を50%とし、税率を40%軽減する乗用車に係る軽減割合を25%とする。

- ② 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、現行、税率を25%軽減するバス・トラックを除外する。
 (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車を除く。)の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6月延長する。

<自動車税環境性能割>

- (1) 平成31年10月1日に導入される環境性能割について、次の見直しを行う。
 ① 環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率(営業用自動車にあつては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率)の適用区分について、次の見直しを行う。
 イ 天然ガス自動車(車両総重量が3.5t以下のもの)
 平成30年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。
 ロ 乗用車
 (イ) 自家用乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

	現 行	改正案
非課税	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの
1%	平成32年度燃費基準値を満たすもの	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
2%	平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	平成32年度燃費基準値を満たすもの

(ロ) ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ハ) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。)で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) ガソリン自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ニ) 軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

ハ バス・トラック(車両総重量が2.5t以下のもの)

ガソリン自動車で平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

ニ バス・トラック(車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの)

(イ) ガソリン自動車で次に掲げるものを、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

- a 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車
- b 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

(注) 上記aについては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。上記bについては、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(ロ) 軽油自動車で平成30年排出ガス規制に適合する自動車を、非課税又は1%若しくは2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車

と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

② 市町村交付金の交付割合を、次のとおりとする。

現 行	100 分の 65
平成 31 年度から平成 33 年度まで	100 分の 47
平成 34 年度以降	100 分の 43

(注) 上記の「現行」とは、環境性能割導入以後に適用することとされている交付割合に関する規定である。

(2) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割について、次の見直しを行う。

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1% 分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %
3 %	2 %

<自動車税種別割>

(1) 自家用乗用車(三輪の小型自動車を除く。)に係る種別割の税率を次のとおりとし、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。

(総排気量)	現 行	改正案
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円

(2) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化特例」)について、次の措置を講ずる。

① 自家用乗用車

イ 自動車税のグリーン化特例(軽課)

平成 33 年度及び平成 34 年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置(税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置)を、当該登録の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新車新規登録を受けた自動車については、平成 30 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

ロ 自動車税のグリーン化特例(重課)

平成 31 年度及び平成 32 年度において、現行と同様の措置を講ずる。

② ①以外の自動車

現行のグリーン化特例(軽課)及びグリーン化特例(重課)の適用期限を 2 年延長する。

<軽自動車税環境性能割>

(1) 平成 31 年 10 月 1 日に導入される環境性能割の環境性能に応じた非課税又は 1%若しくは 2%の税率（営業用自動車にあっては、非課税又は 0.5%若しくは 1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による 2%の税率を除く。）の適用区分について、次の見直しを行う。

① 天然ガス軽自動車

平成 30 年排出ガス規制に適合するものを非課税の適用を受ける区分に加える。

② 乗用車及びトラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

ガソリン軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車を、非課税又は 1%若しくは 2%の税率の適用を受ける区分に加える。

(注) 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車と同様の燃費性能に関する要件を満たすものに限る。

(2) 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1%分を軽減する特例措置を講ずる。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %

(3) その他所要の措置を講ずる。

<軽自動車税種別割>

軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

(1) 自家用乗用車

平成 33 年度及び平成 34 年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置（税率を概ね 100 分の 75 軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。その上で、平成 31 年度及び平成 32 年度に新規取得した軽自動車については、平成 30 年度に新規取得した軽自動車に係る軽自動車税において講じられている措置と同様の措置を適用する。

(2) ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

<自動車重量譲与税>

(1) 自動車重量譲与税の自動車重量税の収入額に対する割合について、次のとおりとする。

期 間	本則の割合	当分の間の割合
現 行	3 分の 1	1,000 分の 407
平成 31 年度から平成 33 年度まで	1,000 分の 348	1,000 分の 422
平成 34 年度から平成 45 年度まで	1,000 分の 357	1,000 分の 431
平成 46 年度	1,000 分の 401	1,000 分の 475
平成 47 年度以降	1,000 分の 416	1,000 分の 490

(2) 都道府県自動車重量譲与税制度を次のとおり創設する。

① 自動車重量税の収入額の一部を、都道府県に対して譲与する。

② 都道府県又は市町村に対する自動車重量譲与税の譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	都道府県に対する 譲与割合	市町村に対する 譲与割合
平成 31 年度から平成 33 年度まで	348 分の 15 (422 分の 15)	348 分の 333 (422 分の 407)
平成 34 年度から平成 45 年度まで	357 分の 24 (431 分の 24)	357 分の 333 (431 分の 407)
平成 46 年度	401 分の 68 (475 分の 68)	401 分の 333 (475 分の 407)
平成 47 年度以降	416 分の 83 (490 分の 83)	416 分の 333 (490 分の 407)

(注) カッコ内の割合は、当分の間の譲与割合で

ある。

- ③ 都道府県自動車重量譲与税は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税（平成 31 年 10 月 1 日以後にあっては、自動車税種別割）の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

<揮発油税・地方揮発油税>

- 揮発油税及び地方揮発油税の税率（1kl当たり）を次のとおりとする。

	現 行	改正案
揮発油税	48,600 円 (本則税率：24,300 円)	48,300 円 (本則税率：24,000 円)
地方揮発油税	5,200 円 (本則税率：4,400 円)	5,500 円 (本則税率：4,700 円)

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

<地方揮発油譲与税>

- 地方揮発油譲与税について、次の見直しを行う。
 - ① 地方揮発油譲与税に、現行道路の延長及び面積を基準として都道府県及び市町村に対して譲与している分（現行譲与分）とは別に、新たに都道府県に対して譲与する分（新譲与分）を創設する。
 - ② 都道府県に対する新譲与分の譲与割合は、1,000 分の 55 とする。
 - ③ 都道府県に対する新譲与分は、自家用乗用車（登録車）の保有台数（自動車税種別割の賦課期日時点における課税台数）で按分して譲与する。
 - ④ 新譲与分の創設に伴い、都道府県及び指定市に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 548（現行：100 分の 58）とし、市町村に対する現行譲与分の譲与割合を 1,000 分の 397（現行：100 分の 42）とする。
 - ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 46 年 4 月 1 日から施行する。

2. その他 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。

- ① 臨時販売場に係る届出制度の創設
 - イ 7 月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなすこととする。
 - ロ 上記イの適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならないこととする。

(注 1) 上記の臨時販売場に係る届出制度の創設に伴い、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を廃止する。

(注 2) 上記の改正は、平成 31 年 7 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

(注 3) 上記の承認等については、平成 31 年 5 月 1 日からその申請等を受け付けることとする。

② 手続委託型輸出品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととする。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に提出する申請書について適用する。

■ 国際課税

1. 過大支払利子税制の見直し

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、次の見直しを行う。

(1) 対象となる純支払利子等の額

その事業年度における対象支払利子等の額（支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除した残額をいう。以下同じ。）の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額（以下「控除対象受取利子等合計額」という。）を控除した残額（以下「対象純支払利子等の額」という。）を本税制の対象とする。

(2) 対象外支払利子等の額

上記(1)の「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（注）をいう。

(注) 一定の関連者が他の者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合その他の場合における当該他の者に対する支払利子等の額を除く。

① ②に掲げる支払利子等以外の支払利子等 次に掲げる金額

イ 支払利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる支払利子等の額

ロ 一定の公共法人に対する支払利子等の額

ハ 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額（イ及びロに掲げる金額を除く。）

② 特定債券利子等（当該法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。以下同じ。） 債券ごとに次のいずれかの金額

イ その支払の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者において我が国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額

ロ 次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（イ）国内で発行された債券 特定債券利子等の額の95%に相当する金額

（ロ）国外で発行された債券 特定債券利子等の額の25%に相当する金額

(3) 調整所得金額

調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずる。

(4) 損金不算入額

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行：50%）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととする。

(5) 適用免除基準

次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。

① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下（現行：1,000万円以下）であること。

② その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が20%以下であること。

イ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等の額の合計額を控除した残額をいう。）の合計額を控除した残額

ロ 内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額（調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいう。）の合計額を控除した残額

(注) 適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である」旨の要件は廃止する。

(6) 超過利子額の損金算入

次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。

- ① その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%(現行:50%)に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額(以下「超過利子額」という。)があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%(現行:50%)に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額を損金の額に算入する。
- ② 上記①について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しを行う。

(7) その他

上記の見直しのほか、過大支払利子税制について所要の措置を講ずる。

(8) 関連制度の整備

連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、上記(5)②を除き、上記と同様の見直しを行う。

(注1) 上記((6)②を除く。)の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

(注2) 上記(6)②の改正は、平成32年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用する。

2. 移転価格税制の見直し

国外関連者との取引に係る課税の特例(いわゆる「移転価格税制」)について、「BEPSプロジェクト」の勧告により改訂されたOECD移転価格ガイドライン等を踏まえ、次の見直しを行う。

(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化

移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産(現金、預貯金、有価証券等)以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきものとする。

(2) 独立企業間価格の算定方法の整備

独立企業間価格の算定方法(以下「価格算定方法」という。)として、OECD移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)を加える。

これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格とする方法を加える。

(3) 評価困難な無形資産に係る取引(特定無形資産取引)に係る価格調整措置の導入

特定無形資産に係る取引(以下「特定無形資産取引」という。)に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が相違した場合には、税務署長は、当該特定無形資産取引に係る結果及びその相違の原因となった事由の発生の可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な価格算定方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとする。

ただし、上記により算定した金額と当初取引価格との相違が20%を超えていない場合は、この限りでない。

① 特定無形資産

上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいう。

- イ 独自性があり重要な価値を有するものであること。
- ロ 予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。
- ハ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が不確実であると認められるものであること。

② 適用免除要件

国税当局の当該職員が次のイ又はロに掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用しない。

イ 次に掲げる書類

- (イ) 特定無形資産取引に係る独立企業間価格の算定の基礎となる予測の詳細を記載した書類
- (ロ) 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を適切に勘案

して独立企業間価格を算定していたことを証する書類

- 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの間の予測収益等の額と実際収益等の額との相違が20%を超えていないことを証する書類

(注) 法人から上記□に掲げる書類の提出等があった場合には、価格調整措置はその経過する日後は適用しない。

(4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長

移転価格税制に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等を7年(現行:6年)に延長する。

(5) 差異調整方法の整備

比較対象取引の利益率を参照する価格算定方法に係る差異調整について、定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合には、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとする。

(6) その他

上記の見直しのほか、移転価格税制について所要の措置を講ずる。

(7) 関連制度の整備

外国法人等の内部取引に係る課税の特例及び内国法人等の国外所得金額の計算の特例について、上記と同様の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年分以後の所得税について適用する。

■ 納税環境整備

税務当局による情報照会の仕組みについて、次のとおり整備を行う。

(1) 事業者等への協力要請

国税庁等の当該職員は、事業者及び特別の法律により設立された法人に、国税に関する調査(犯則事件の調査を除く。以下同じ。)に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化する。

(2) 事業者等への報告の求め

① 所轄国税局長は、次の要件の全てを満たす場合には、事業者、官公署又は特別の法律により設立された法人(以下「事業者等」という。)に、特定取引者の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができることとする。

イ 特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合

ロ この報告の求めによらなければ、特定取引者を特定することが困難である場合

(注1) 上記の「所轄国税局長」とは、事業者等の所在地を所轄する国税局長をいう。

(注2) 上記の「特定取引者」とは、事業者等との取引(事業者等を介して行われる取引を含む。以下「特定取引」という。)を行う不特定の者をいう。なお、下記(注3)(イ)に該当する場合にあっては、年間1,000万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限る。

(注3) 上記イの「更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性がある場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(イ) 特定取引と同種の取引を行う者(その取引に係る課税標準等が年間1,000万円を超える者に限る。)に対する国税に関する調査において、その半数以上の者について、その取引に係る課税標準等・税額等につき更正決定等をすべきと認められる場合

(ロ) 特定取引に係る物品又は役務を用いることにより、当該特定取引に係る特定取引者の課税標準等・税額等について国税に関する法律の規定に違反すると認められる場合

(ハ) 特定取引が経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引態様であることにより、違法行為の存在を推認させる場合

② 所轄国税局長は、上記①の報告の求めを行う場合には、事業者等の事務負担に配慮するとともに、報告を求める事項を書面で事業者等に通知しなければならないこととする。

(注) 上記①の報告の求めに対する拒否又は虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則を設ける。

③ 上記①の報告の求めについては、処分として不服申立て又は訴訟の対象とするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に行う協力又は報告の求めについて適用する。

■ 関税

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- (1) 平成 31 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率 (411 品目) について、平成 32 年 3 月 31 日まで適用期限の延長を行う。
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日に適用期限の到来する特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置 (牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。) について、平成 32 年 3 月 31 日まで適用期限の延長を行う。
- (3) 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に加える。
- (4) 平成 31 年 3 月 31 日に適用期限の到来する沖縄に係る特例措置 (選択課税制度) について、平成 33 年 3 月 31 日まで適用期限の延長を行う。

2. 個別品目の関税率等の見直し

- (1) ヘキサメチレンジアミンの基本税率を無税とする。
- (2) 海藻製品の分類変更に伴い、税細分を新設した上、現行関税率を維持する。
- (3) 特恵関税適用除外措置を踏まえ、ビニレンカーボネート等 4 品目について基本税率を無税とし、バイオポリエチレンについて暫定税率を無税とする。

以上